## フランスにおける障害者差別禁止法制の動向と 障害者雇用施策の展開 -2005年改正法の概要と障害者雇用施策の変化を中心に一

○指田忠司 杉田史子 (障害者職業総合センター事業主支援部門)

### 1. はじめに

EUでは、2000年11月に「一般雇用均等指令」 が採択され、各加盟国で障害者に対する差別を 撤廃するための法制度の整備等が進められてい る。

障害者職業総合センターでは、こうした動向 を踏まえ「障害者差別禁止法制下での障害者の 雇用促進施策の動向に関する研究」(平成16年度 ~18年度)において、EU諸国における障害者差 別禁止法制の動向と新たな法・制度や雇用モデ ルに関する情報を収集している。

そのような中、今年2月、フランスで労働法典 における障害者関係部分、家族及び社会扶助法 の一部を中心とする法改正が行われた。

本発表では、この法改正の目的と概要を紹介 するとともに、フランスにおける障害者雇用施 策が差別禁止法制の整備とともにどのように変 化しつつあるかについて検討する。

#### 2. 2005年改正法の概要

2005年2月11日、「障害者の権利と機会の平等 及び社会参加・市民権に関する法律」(以下 「2005年改正法」という。)が公布された。この 法律は101か条からなるが、労働法典における障 害者関係部分、家族及び社会扶助法の一部を中 心に法改正を行うもので、2002年7月14日の式 典でシラク大統領が草案を発表して以来、2年半 が討議に費やされた。

2005年改正法は、障害者の権利改善、特に職業の道へのアクセスの優遇措置を実施することを目的としているが、その大部分が2006年1月1日から施行される。これらの条項は、2006年に関する2007年1月の教書に盛り込まれる。したがって、2006年1月に作成される2005年に関する教書は、従前のとおりのものとなる。

そこでまず、AGEFIPH(障害者職業編入基金)に よる改正法の概要を参考に、今回の改正におけ るポイントを列挙しておく。

- ①6%の雇用率は維持: 従業員数20人以上の企業に対する障害者雇用の義務づけは、改正後も維持される。
- ②受益者の拡大: 雇用義務の対象者として新たに2つのカテゴリーの人々が加えられる。 すなわち、COTOREP(職業指導・職業再配置専 門委員会)が成人障害者に発行する障害者証明 書を有する者と、国費を財源とする成人障害 者手当の受給権を有する者が加わった(労働法 典L323-3)。
- ③差別禁止の強化: 障害労働者の扱いに公正 を期するために、雇用主は「適切な方策」を とらなければならない。これは、障害を理由 として当該障害者を排除しないためであり、 また、採用・継続・昇進の判断がその者の能 力のみに基づいて行なわれるようにするため である。この方策とは、設備や機材の適応、 職場配置の再編、専門機関へのアクセス、障 害労働者が必要とする介助者の配置及び個人 用設備の整備などが含まれる。しかしながら、 このような改善が、雇用主にとって「並外れ な(disproportionnee) | 負担を強いるべきで はない。すでにある支援機器、特にAGEFIPHに ある職場環境の整備のための機器を用いるこ とができる。また、障害労働者個人に合わせ て労働時間を整備する可能性についても言及 されている。
- ④交渉の義務づけの導入: 改正法における最 も大きな変化は、労働条件、賃金などと同様 に、障害者の雇用についても交渉することが 企業に義務づけられたことである。企業では 1年に1回、業界で3年に1回行なわれるこ の交渉は、労働障害者の雇用義務における企 業の状況について雇用主が用意した報告書に 基づき、労使代表とともにおこなわれる。交 渉では、当然ながら、障害労働者の雇用への アクセス、専門的な研修及び向上、さらには、 就労条件や就労維持が話し合われることにな

る。1年以上組合組織がなかった場合には、 組合組織の設立もこの交渉の対象とすること ができる。

- ⑤雇用義務の定員と受益者の算出の簡素化: 改正法では、参照定員のなかで特定の能力(例えば身体的なもの)を必要とする職種を除外することを止め、それにより企業内のすべてのポストをオープンにした。今後は、雇用契約の性格や期間にかかわらず、少なくとも6ヶ月または直前の12ヶ月仕事をしていたものは、雇用義務の対象者1人1人が1ポイント(単位)として数えられる。ただし、例外として、一時的な職務や外部からの派遣については、直前の12ヶ月企業内で働いた時間の割合で契約を考慮に入れる。
- ⑥AGEFIPHへの納付金の調整: 従業員20人以
   上の企業の納付金は、今後以下のように調整
   される。

労働市場の状況にかんがみ、障害の程度や 状態などによって、特定の障害者を雇用して いる雇用主には納付金の軽減がなされる。同 様に、雇用の維持や障害者の直接的雇用など に関する雇用主の努力も考慮に入れられる。 つまり、特定の能力の状態を必要とする職種 は納付金が一定以上にならないようにするこ とで調整されることになる。この条項が納付 金の算定に影響を与えるのは、2007年以降で ある。

⑦AGEFIPHへの納付金の最高額の引き上げ: 納 付金の最高額は、次の2つの場合に引き上げ られる。

第1は、すべての企業に対して、最高額が 雇うべき障害者1人あたり、時間あたりの最 低賃金の600倍に引き上げる(これまでは500 倍)。この条項は2006年1月1日に施行される。

第2は、3年以上、直接的雇用、雇用の維持、保護雇用に対する発注のいずれも行なわなかった、あるいは、企業契約を結ばなかった場合には、支払うべき納付金は雇うべき障害者1人あたり、時間あたりの最低賃金の1500倍となる。これはほぼ1年分の給与に相当する。この条項は2010年1月1日から施行される。

⑧納付金の特定の費用を控除する可能性: 改正 法では、企業は直接支援したり、受け入れ、 参加、維持を容易にしたり、障害者が専門職 へ入れるようにするための費用を、納付金の 総額から差し引くことができる。この控除は 同様の目的で設けられたAGEFIPHの支援金とは 併用できない。どのような状況が控除の適用 となるのかは、今後制定される政令によって 定義される。

- ③AP(保護作業所)を障害者適応企業に移行: 改正法では、APを障害者適応企業に変更した。これにより、企業の中に特定の場を作りながら労働市場に統合しようというものである。この場合の資金の保証は、国との契約に基づいて行われる。また、社会的一貫性と職の形成をもたらすため、特定の補助金が支払われる。
- ⑩公的機関での雇用: 改正法では、公的機関での専門家編入のための基金を設けている。これは民間のためのAGEFIPHのような機関であり、6%の雇用率を守らない省庁、地方自治体、公立病院の納付金を財源とする。企業協定がこの新しい基金とAGEFIPHの間で結ばれる。また改正法には、多くの障害者が利用する公共機関へのアクセスをしやすくするための条項がある。なお、政府は毎年議会に対して、公共機関の3部門の各々に対して障害者の雇用の状態についての報告書を提出する。

以上をみる限り、改正法では、雇用率制度に 関する規定の見直し、納付金と調整金の見直し、 福祉的就労をめぐる各種制度の見直しなど、い わば漸進的な改革の部分と、差別禁止、均等待 遇の実現に向けた制度、当事者参加の制度など 新たに加わった部分とが認められる。

このような改正法のポイントのほか、今回の 改正では以下のような点も注目される(佐 野,2005)。

#### ●ICFを尊重した施策への転換

フランスにはこれまで障害を定義する法あ るいは規則が実質的にはなく、障害者数をカ ウントする際には、CDES(特別教育委員会)や COTOREPにおける障害認定データを参考にして、 CTNERHI(国立障害者問題研究センター)等が政 策化に向けた数値の把握を行ってきた。

改正法では、社会生活との対比で支障があ

る人や支援を必要としている人の把握方法を 採り入れており、ICF(国際生活機能分類)を積 極的に活用していく構えが窺える(2005年改正 法第2条)。今後この流れを汲む障害認定基準 による施策の深まりが出てくると思われる(佐 野,2005)。

●就労能力の判定機関を含む施策別窓口の一元化

2005年改正法以前のフランスでは、就学前・就学期にある児童の障害の認定・支援方 針の策定と進路指導を行うCDES、就労年齢に ある成人期障害者全員の就労能力を判定する 窓口であるCOTOREP、生活支援を担当する SVA(自立生活課)の3つが、それぞれ個別に施 策を推し進めてきた。どの機関もこれまで重 要な役割を担ってきたが、障害程度の認定及 び職業能力の判定など障害者雇用施策の中心 となっていたのはCOTOREPである。

フランスにおける障害者雇用施策は、これ まで3つの法律の下で展開されてきた。いわ ゆる障害者基本法にあたる1975年法、民間・ 公共部門における障害者雇用の義務に関する 1987年法、健康状態ないし障害を理由とした 差別からの保護に関する1990年法である。こ れまで1975年法を中心に施策が実施されてお り、COTOREPもこの法の下に設置されてきたの である(大曽根,1999、同2001)。

2005年改正法では、この仕組みが抜本的に 変わり、これら3つの機関は発展的に改組・ 一元化され、CDAPH(障害者の権利・自立委員 会)として約100ある県ごとに設置されること になる。このCDAPHは、障害児・者を問わず各 サービスの唯一の窓口となるだけでなく、情 報提供や助言等、総合的な支援を行う唯一の 場となる。このCDAPHのメンバー構成について は、これまでCDES及びCOTOREPの下に設置され ていた専門家チームに加え、SVAの全員ないし 一部の職員が配属されることになる(佐 野, 2005)。

#### 3. 2005年改正法の評価

ところで、このような内容をもつ2005年改正 法は、差別禁止指令が採択され、社会的統合戦 略が進められているEUにおいて、どのように 評価されるのであろうか。 EUでは、アムステルダム条約が発効した 1999年の11月に、人種的又は民族的出身に基づ き雇用以外の領域も含め差別を禁止する「人 種・民族均等指令案」と、障害の他、宗教や信 条、年齢、性的志向などの理由による雇用差別 を禁止する「一般雇用均等指令案」が出され、 それぞれ、2000年6月、11月に採択された。

「一般雇用均等指令」の目的は、障害などに かかわりなくすべての者に対して、雇用・職業 についての均等待遇の原則を確保させることで あるが、その範囲は広範囲にわたっている。そ こでは、直接、障害を理由とする場合(直接差 別)の他、外見上は中立的な規定、基準、慣行で あっても、それが特定の障害を有する人々を他 の人々と比べて特定の不利益におく場合(間接差 別)や、障害者ハラスメントなども差別として禁 止されている。

また雇用主に不釣り合いな負担を課すことに ならない限り、障害者が雇用にアクセスし、参 加しもしくは前進すること、または訓練を受け ることを可能にするための「合理的な配慮」が 提供される必要が示され、均等非差別というだ けで問題が解決するものではないことが明らか にされている。

さらに、労使対話と並んで、非政府組織との 対話の条項も設けられており、障害者団体を政 策メカニズムに組み込もうとする狙いも汲み取 れる(吉光ほか,2004)。

このような差別禁止指令の内容と、今回の改 正法の内容を比較してみると、改正法における ③及び④の2点が、差別禁止指令の趣旨を採り 入れたものと理解することができる。特に、③ については、差別禁止の強化措置として、単に 直接差別、間接差別などを禁止するだけでなく、 実質的に雇用・職業への参加を保障していくた めの「合理的な配慮」の提供義務を雇用主に課 し、その限界の目安として「並外れた」負担に なるかどうかを基準として設定している。こう した手法は、米国における1973年のリハビリ テーション法や、1990年のADA(障害をもつアメ リカ人法)、また英国における1995年のDDA(障害 者差別禁止法)における規定と軌を一にするもの である。

差別禁止指令の施行は2003年12月からとされ ているが、障害者に関する部分についてはさら に3年の期間が設けられており、2006年12月か ら各国で施行されることになる。このようにみ てくると、今回の改正法はまさに差別禁止指令 の施行を想定したフランス国内法の整備の一環 として理解することができるであろう。

### 4. 今後の課題―まとめに代えて―

E U諸国の障害者雇用法制は、9カ国で障害 者雇用率制度が採用される一方、10カ国で憲法 または法律レベルで差別禁止が規定されており、 5カ国では両者が共存している。差別禁止法制 は近年導入されたものが多く、今後、EU指令 に基づいて障害者差別を禁止する一方、雇用率 制度によって障害者雇用を促進するというパ ターンが定着する可能性がある(吉光ほか,2004、 池原,2001)。

フランスと同じく雇用率制度を採用するドイ ツでも、1997年の憲法改正、連邦政府による差 別的扱いを禁止した2002年の法律に引き続き、 民間レベルでの差別を禁止する法律案が連邦議 会で審議されている。またこうした流れと並行 して、重度障害者法が改正され、社会法典に組 み込まれるなど、法的な整備が行われている。

本発表では、主としてEUの「一般雇用均等 指令」との関係でフランス2005年改正法のポイ ントを考察したが、障害者雇用施策を実行あら しめるためには、立法のみならず、多様な視点 からの政策が立案・実施されなければならない。 そのための基本的な枠組みとして、EUの社会 統合戦略、雇用指針などが重要な役割を果して いることはいうまでもない。今後、立法を具体 化するための政令等の制定状況、予算などの関 連情報を収集するとともに、このような政策文 書を収集し、総合的な見地に立った比較研究が 必要になると思われる。

### <参考文献>

- 池原毅和(2001)差別禁止法国際会議「ノーマラ イゼーション」No.234(2001.01), pp. 68-69 大曽根寛訳(1999)フランス「18カ国における障 害者雇用政策」(パトリシア・ソーントン、 ネイル・ラント編)ヨーク大学社会政策研究 所(1997)
- 大曽根寛(2001)フランスにおける障害者雇用対

策「諸外国における障害者雇用対策」障害者 職業総合センター資料シリーズ№24, pp. 32-53

- 佐野竜平(2005)変わりゆくフランス障害者事情 - 欧州最新レポート 2005年法の採択「すべ ての人の社会」 No.298(2005.04), pp. 6-8
- 吉光・指田・犬飼 (2004) 障害者の職場への統合 を目指す国際機関の動向とEU諸国の課題に ついて「第12回職業リハビリテーション研究 発表会論文集」, pp. 109-112

http://www.agefiph.asso.fr/htm/infos/fr\_1.htm
http://www.legifrance.gouv.fr

# ノーマライゼーションに逆行する「障害者自立支援法」

弁護士 清水建夫 (働く障害者の弁護団、NPO法人障害児・者人権ネットワーク)

## 1. 国会における法案審議

政府は「障害者自立支援法」案を9月30日第163回 国会に提出した。この法案は先の第162回国会で衆議 院を通過したが、郵政法案の審議の混乱により衆議院 が解散され、廃案となったものの再提出である。与党 圧勝に終わった衆議院総選挙の結果から、本法案の可 決は確実と言え、本論文発表日である11月30日には成 立していると思われる。「障害者自立支援法」(以下 「本法律」という)を人権の観点から考察する。

## 2. "完全参加と平等" "ノーマライゼーション"

1976年国連は総会決議により1981年を"完全参加" (full participation)をテーマとする国際障害者年 と宣言し、さらに1979年の総会決議により国際障害者 年のテーマを"完全参加と平等"(full participation and equality)に拡大することを決定した。1980年国 際障害者年行動計画を採択し、1983年から1992年を国 際障害者の10年と定めた。この世界的潮流の影響を受 け、わが国でも障害者の"完全参加と平等"に向けた 立法や行政施策が不十分ながら行われ、国民の間でも ノーマライゼーションが定着しつつあった。

## 3. 措置から契約ヘー支援費制度のスタートー

- (1) 2000年6月社会福祉基礎構造改革の一環として「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、身体障害者福祉法等が改正された。その結果、障害者福祉サービスの内容を行政が決定する「措置制度」から障害者自らが利用者の立場からサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、「契約」によりサービスを利用する「支援費制度」に切り替わり、2003年4月からスタートした。
- (2) 支援費制度の施行状況について厚生労働白書は次のように記述している。
  - ① 2003年版

「施行状況についておおむね順調なスタートとなっている。なお、2003(平成15)年4月からグル ープホームやショートステイの利用、施設入所等 の知的障害者に関する事務等が市町村において行 うこととされたところであり、より地域に密着し た施策が推進されることが期待されている。」

② 2004年版

「支援費制度の施行状況を見ると、とりわけホー ムヘルプサービスやグループホーム等居宅サービ スの利用が、施行前と比べ大幅に伸びている。こ れは、市町村や障害者間における制度の浸透を始 め、新たにサービスの利用を始めた知的障害者や 障害児が多かったことや、身体障害者の1人当た りの利用時間が増加したこと等が要因と考えられ る。」

③ 2005年版

「支援費制度の施行状況を見ると、とりわけホー ムヘルプサービスやグループホーム等居宅サービ スの利用が、施行後に一貫して伸び続けている。 これは、障害者に制度がよく知られるようになり、 それまでサービスを利用することができなかった 知的障害者や障害児を中心に、多くの障害者が新 たにサービスの利用をすることができるようにな ったこと等が要因と考えられ、障害者の地域生活 支援が大きく前進しているところである。」

(3) 2005年版厚生労働白書は他方で次のように記述している。

「一方、新たな利用者の急増に伴い、サービスに 係る費用は増大しており、今後も利用者の増加が 見込まれる中、現状のままでは制度の維持が困難 な状況となっている。」

「今後もサービスの利用が伸びていく中で、サー ビスの質を担保しつつ、必要なサービス量を確保 し、より安定的かつ効率的な制度とするため、制 度全般にわたり検討を行い、第162回通常国会に 『障害者自立支援法案』を提出したところである。 この法案においては、支援費制度の『自己決定 と自己選択』及び『利用者本位』の理念を継承し つつ、障害保健福祉施策の抜本的な見直しを行う」

(4) しかしながら、本法律には「自己決定と自己選択」 「利用者本位」の理念はどこにも継承されていない。

### 4. 本法律の基本理念は「給付抑制」と「障害者負担」

(1)政府は「身体障害・知的障害・精神障害に共通する一元的サービス提供のしくみの創設である。」として本法律が画期的な立法であることを強調している。しかし、一元化により福祉サービスが向上するのであれば一元化の意味があるが、現実にはサービスの大幅な削減である。身体障害者や知的障害者にとっては支援費制度による福祉サービスの量的・質的大幅な削減である。精神障害者にとっても通院医療費の本人負担率が5%から10%へ、将来的には30%への引き上げが想定されている。障害特性がそれぞれ異なるのに、異なるものを一元化することに何の意味もなく、重要なこと

は個々の障害者のニーズに応じたきめ細やかなサ ービスの提供である。政府はまた、ケアマネジメ ントや市町村審査会によってサービスの支給決定 の客観化・透明化を図るとしているが、これらの 設置目的も福祉サービス削減にあり、個々の障害 者のニーズに応じたきめ細かいサービスを透明か つ客観的に行きわたらせるための制度ではない。 要するに、本法律に一貫して流れている理念は給 付の徹底的な抑制であり、かつ給付費についての

障害者負担であって、それ以外の何ものでもない。 (2) 国及び都道府県が義務的経費として負担する給付 は居宅支援ひとつを取り上げても給付を著しく制 限し、いわゆる身辺介護に相当するものに限定し ている(28条1項)。その居宅介護についても身体 障害者福祉法4条の2第2項に定められていた

「日常生活を営むのに必要な便宜」は本法律から 削除されており(5条2項)、ホームヘルプサー ビスを身辺介護関連のみに著しく制限する意図は 明らかで、多くは市町村の裁量事業である地域生 活支援事業に追いやるものと思われる。ガイドへ ルプサービスについても同様であり、義務的経費 として認めている行動援護は「知的障害又は精神 障害により行動上著しい困難を有する障害者等で あって常時介護を要するものにつき、当該障害者 等が行動する際に生じ得る危険を回避するために 必要な援護、外出時における移動中の介護」に限 定している(5条4項)。したがって身体障害者 や知的障害者がこれまで利用していたホームヘル プサービスやガイドヘルプサービスのほとんどは 義務的経費からはずし、市町村の裁量的事業に押 しやる考えである。「地域活動支援センターその 他の施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機 会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供 与する事業」は市町村の裁量的事業であることを 明記している。(77条1項4号)

- (3)本法律は給付を制限する一方で制限された給付について利用する障害者の1割負担を定めている。 国会審議等で明らかになったことは、政府は施設入所者については障害基礎年金とその他の収入を含めて、月額25,000円のみを障害者の手許に残し、他は利用料、食事代等として拠出させるという考えである。通所授産施設の利用者も福祉工場の利用者も1割負担を前提としており、通常授産施設で利用者が受け取る工賃は月額5,000円~1万円位であるから収入よりも負担の方が多くなることが考えられる。通所授産施設に通うより家でじっとしていた方がよいという障害者が増えるであろう。
- (4) 厚生労働省白書は支援費制度により「障害者の地 域生活支援が大きく前進」と評価しながら、本法

律はその流れを一挙にとめるものである。これで は障害者は「健康で文化的な最低限度の生活を営 む」(憲法25条)ことができない。

- 5. 就労移行支援と一般企業への就職
  - (1)本法律は訓練等給付費及び特例訓練等給付 費の支給として、①自立訓練、②就労移行支援、③ 就労継続支援④共同生活援助のサービスを支給す るとしている(28条2項)。
  - (2) しかしこれらと企業等への一般就労の関係につい ては本法律は何も語っていない。就労移行支援を成 功させるためには企業等の受け入れと企業等に送 り出したあとのサポートが必要であるが、このこと は何も手当されていない。厚生労働省の2006年度予 算の概算要求を見ても就労移行支援によって一般 就労が大幅に増えることを前提としたジョブコー チの増員等の予算計上はない。ジョブコーチについ ては法定雇用率未達成企業が独立行政法人高齢・障 害者支援機構に納付する納付金会計からの助成金 を財源とする制度が存在するがこれでは抜本的対 策とはならない。そもそもそうでなくとも障害者雇 用に消極的な企業との連携が全く無く、就労移行支 援をしたからといって、一般就労が増えるとは到底 思えない。政府は法定雇用率1.8%の枠を変更しな いまま「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改 正し、精神障害者を実雇用率算定の対象に含めるこ ととした。情報開示制度の適用により、各企業の実 雇用率が公開され、各企業が法定雇用率の充足を検 討し始めた矢先に、政府は企業に対する救済策を提 供した。身体障害者や知的障害者にとっては、法定 雇用枠の減少を招くものであり、明らかな改悪であ る。厚生労働省のアンケート調査によれば、企業に 働く精神障害者の多くはうつ病など企業採用後に 発症した労働者が圧倒的な割合を占めている。当該 労働者にとっては、発症の原因となった職場環境の 改善こそ重要であるにもかかわらず、それをしない まま障害者枠に含めることは企業の改善努力を止 め、当該労働者を精神障害者として固定する結果と なる。ここでも、三障害の一元化はいずれの障害者 にとっても改悪の結果となっている。なお本法律の 給付である就労移行支援は一般就労が困難な人に 対する支援であり(5条15項)、一般就労をしたと きの支援ではない。
  - (3) 就職によって収入が得られれば1割負担も可能で あろうが、その道も確保されていないのに負担だけ 先行させ、障害者にとって過酷な法律である。この 点においてもまず"障害者負担ありき"の考え方が 顕著である。
- 6. 障害者を犯罪者予備軍扱い
  - (1)本法律案を通読して思わず息をのんだ。障害者自 立支援法というやさしく包み込むような法律の名

称とは逆に、この法律は障害者に対する不信と悪 意に満ち満ちており、障害者を犯罪者予備軍のよ うな目線で見ている。

(2) 11条1項は障害者や障害児の保護者の報告義務・ 文書提出義務・質問応答義務について次のように 定めている。

「厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付 に関して必要があると認めるときは、自立支援給 付に係る障害者等若しくは障害児の保護者又はこ れらの者であった者に対し、当該自立支援給付に 係る自立支援給付対象サービス等の内容に関し、 報告若しくは文書その他の提出若しくは提示を命 じ、又は当該職員に質問させることができる。」

- (3) この義務違反に対し本法律は刑罰で臨むことを明らかにしている(110条)。
  - 「第11条第1項の規定による報告若しくは物件の 提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告 若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、 又は同項の規定による当該職員の質問に対して、 答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30 万円以下の罰金に処する。」
    - 障害者や障害児の保護者は不正受給をするもの との不信の目で障害者を見ており、調査に応じ ないときは刑罰をもって臨むという過酷な法律 である。
- (4) この規定のため障害者や障害児の保護者は、自立 支援給付の内容について沈黙することも許されず、 常に監視の目にさらされることになる。身体障害 者福祉法にも刑罰規定はあるが、それは身体障害 者手帳の不正取得の場合とか(同法47条)、身体 障害者手帳を譲渡・貸与した場合(同法46条1項) とかのいわゆる故意犯であり、犯罪とされる行為 が完了したあとの刑罰である。仮に自立支援給付 について不正受給があった場合には悪質なものに ついては詐欺罪として刑法246条で対処すれば十 分である。障害者に対する給付について黙否も許 さないと言う法律は世界広しと言えどもおそらく 本法律だけであろう。障害者は不正を犯す犯罪者 予備軍であり、たとえ1円たりとも障害者に余分 な費用を出さないという立法推進者の障害者観が これら規定の中に顕著に現れている。
- (5)同様の障害者不信は第12条にも顕著である。 「市町村等は、自立支援給付に関して必要がある と認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障 害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世 帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入 の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若 しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社そ の他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関 係人に報告を求めることができる。」

これは生活保護法29条と同様の規定であるが、障害者や障害者の世帯に属する者について、市町村等にこれらの者の同意なくして官公署や銀行に調査・照会する権限を与えるものである。生活保護 法29条は、身ぐるみ剥がされ裸にされる調査であり、生活保護申請者にとり苦痛に満ち、屈辱的調査であるが、これと同等のことを本法律は障害者や障害者と世帯を同一にする者に行う権限を市町村等に与えている。本法律の推進者たちは、障害者の属する世帯について生活保護世帯以上の生活を許さないという考えを基本としており、この考えがこの条項のなかにも現れている。

## 7. なぜ財源を弱者に求めるのか

- (1) 東証一部上場企業は5期連続で増収増益を繰り返 して空前の利益を積み上げている。政府は労働の 規制緩和という名目のもとにパート、有期契約、 派遣社員などの非正規雇用の拡大策をとり、大企 業を支援している。大企業は悪びれることもなく 従業員のリストラを行っている。安い労働力を求 めて工場の拠点を海外に移し、海外の中でも最も 労働力の安い国に転々としている。アメリカ合衆 国のブッシュ政権ですら自国企業が海外に生産拠 点を移転することについて、自国における雇用確 保の視点から当該企業をアメリカ政府の調達先か らはずす旨の圧力をかけている。日本政府は野放 図にこれを許し、その結果、自国の労働者は常に 生活不安な状況にある。企業の増収増益にもかか わらず、労働者家庭の収入は減る一方であり、国 民は不安とストレスの中で生活に窮している。 1998年以降わが国の自殺者は常に年間3万人を超 えている。
- (2) この数年の間に富裕層とそれ以外のその他多勢の 国民に明確に分かれるようになった。1億総中流 と言われた時代は過去のことである。2005年5月 に公表された高額納税者のトップは「タワー投資 顧問」の運用部長(46歳)であり、給与は100億円を 越えている。マネーゲームを奨励する日本政府の もとでカネ集めの上手な者が経済的上層階級に一 挙に昇りつめている。
- (3)政府は弱者中の弱者である障害者に負担させるのではなく、税制を改革し、これら大企業や高額所得者に負担を求めるべきである。
- (4)第162回国会における本法律案の審議には自民党 議員さえもが障害者負担について「最後ののり代 までとるのか」、授産施設や福祉工場まで利用料 を徴収することにつき、「そこまでやるのか」と 述べていた。どのような立場の者であれ、本法律 を素直に見れば同様の思いに至るであろう。

#### 8. 障害に関する給付費の国際比較

(1) 2002年度におけるわが国の社会保障給付費は83兆

5666億円であり、そのうち障害に関する給付費は 1兆9393億円(2.3%)である。

(2) 対国民所得の国際比較は表 I のとおりである(国 立社会保障・人口問題研究所「平成14年度社会保 障給付費」より)。

/ <del>+</del>	т	\
1 7		)

		(*** )	
	障害	労働災害	
日本(1996年)	0.44%	0.28%	
アメリカ(1995年)	0.68%	0.68%	
ドイツ(1996年)	2.08%	0.61%	
スウェーデン(1996年)	5.26%		

スウェーデンは労働災害が障害に含まれる わが国における障害関連の給付はスウェーデン、 ドイツはおろか、アメリカより少ないのである。

#### 9. 歴史の歯車を逆転させる法律

- (1)本法律は1981年の国際障害者年以来わが国でも 進展してきた障害者の"完全参加と平等""ノー マライゼーション"の流れに逆行するものであり、 障害者施策を著しく後退させるものである。
- (2) 1948年国連総会で採択された世界人権宣言は 「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等 で譲ることのできない権利とを承認することは、 世界における自由、正義及び平和の基礎である」 「すべての人間は、生まれながらにして自由であ り、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人 間は、理性と良心とを授けられており、互いに同 胞の精神をもって行動しなければならない。」と 宣言している。1975年に国連総会で採択された障 害者の権利宣言は、「障害者は、その人間として の尊厳が尊重される生まれながらの権利を有して いる。障害者は、その障害の原因、性質及び程度 にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利 を有する。このことは、まず第一に、可能な限り 通常のかつ十分満たされた相当の生活を送ること ができる権利を意味する。」「障害者は、経済的 社会的保障を受け、相当の生活水準を保つ権利を 有する。障害者は、その能力に従い、保障を受け、 雇用され、または有益で生産的かつ報酬を受ける 職業に従事し、労働組合に参加する権利を有す る。」と宣言している。本法律はこれら宣言に反 し障害者の尊厳を著しく踏みにじるものと言わな ければならない。
- (3) 1980年に採択された世界行動計画は次のように

定めている。

- 「社会は、今なお身体的・精神的能力を完全に備 えた人々のみの要求を満たすことを概して行っ ている。社会は、全ての人々のニーズに適切に、 最善に対応するためには今なお学ばねばならな いのである。社会は、一般的な物理的環境、社 会保健事業、教育、労働の機会、それからまた スポーツを含む文化的・社会的生活全体が障害 者にとって利用しやすいように整える義務を負 っているのである。これは単に障害者のみなら ず、社会全体にとっても利益となるものである。 ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め 出すような場合、それは弱くもろい社会なので ある。障害者は、その社会の他の異なったニー ズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、 その通常の人間的なニーズを満たすのに特別の 困難を持つ普通の市民と考えられるべきなので ある。障害者のための条件を、改善する行動は、 社会のすべての部門の一般的な政策及び計画の 不可欠な部分を形成すべきであり、また、それ は、国の改革プログラム及び国際協力のための 常設的プログラムの一環でなければならない。」 日本政府は障害者のための条件を改善するどこ ろか、悪化させるプログラムを実行しようとして いる。そのような政府のため、わが国の社会は弱 く、もろい社会となっている。
- (4)障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。」と定めているが(第4条)、本法律はこの責務を放棄するものである。
- (5) このように歴史の歯車を逆転させる本法律案が 廃案となることを望んで止まない。成立した場合 にも廃止か大幅な改正を求め続けていく必要があ る。本法律は多くのことを厚生労働省令に委ねて おり、本法律の中味は空白の部分が圧倒的な割合 を占めている。本法律については成立後も障害者 の尊厳と人権確保の視点から監視を続ける必要が ある。

## 米国における「カスタム化雇用」の現状と、援助付き雇用との比較

○ 東明貴久子・矢部憲一・春名由一郎 (障害者職業総合センター社会的支援部門)

## 1 はじめに

障害者の就労支援方法としては、援助付き雇用が その有効性を広く認められ、ジョブコーチによる支 援に加え、ナチュラルサポートを活用するなど、発 展を続けている。だが、援助付き雇用では、対象者 が希望する職に就けるとは限らない、各々の対象者 に十分な支援が提供されない、最も支援を必要とす る重度障害者がサービスから除外されがちである 1) など、不十分な点が指摘される。近年、援助付き雇 用をさらに発展させた新しい支援方法として「カス タム化雇用」が登場した。カスタム化雇用はいくつ かの特徴を持つことから、より重度障害者に適した 方法であるとされる<sup>2)</sup>。しかし、このカスタム化雇 用はあくまで援助付き雇用の延長線上にあるもので、 従来の支援戦略から大きくかけ離れたものではない ため、むしろほとんど同じと言っても過言ではなく、 両者の違いは見えにくい。そこで、この2つの支援 方法を比較し、カスタム化雇用がより重度障害者の 雇用に適しているとする援助付き雇用との違いと、 カスタム化雇用の意義について検討する。

#### 2 目的

本研究では、カスタム化雇用の支援内容や特徴、 成果などを理論面と実践面から調査し、援助付き雇 用などの従来の支援方法を越える成果をもたらす特 色と、カスタム化雇用の意義および課題を明らかに することを目的とした。

## 3 方法

理論面の資料は、インターネットで公開されてい るカスタム化雇用及び援助付き雇用に関する情報ペ ージや記事(米国労働省のホームページ、そのリン ク先など)を用い、米国で実施されている実証事業 はウェブサイトから入手し、カスタム化雇用へ発展 した経緯、定義、援助付き雇用との比較としてまと めた。

実証面については、実証事業に携わる現地スタッ フとのメールでのやりとりを通じて得た情報及び資 料、実証事業の中間報告書、上記の各資料で報告さ れている成果と課題をまとめた。また、援助付き雇 用における課題として取り上げられることの多いス タッフ養成と対象者の満足度に関するカスタム化雇 用での取り組みについても調べた。

#### 4 結果

(1) 援助付き雇用からカスタム化雇用の理論的な違い イ 援助付き雇用からカスタム化雇用への発展の経緯 カスタム化雇用は、2001 年夏に米国労働省障害者雇 用政策局(ODEP)より連邦官報にて発表されたが、 カスタム化雇用の拡大は、それ以前の2つの国家的 発展により促進されたと考えられる。1 つ目に、州 のリハビリテーション機関は、隔離的雇用を成果と するサービスへ資金提供することが認められなくな ったこと、2 つ目に、1998 年の労働投資法(WIA) は、障害者が一般の人々と同様の労働力開発サービ スへのユニバーサルアクセスを得られることに関す る規定を含んだことである<sup>3)</sup>。

#### ロ カスタム化雇用の定義

ODEP により発表された定義(Federal Register, June26, 2002, Vol.67.No.123 pp43154-43149)によれば、 カスタム化雇用とは、以下のようなものである。

- 従業員と雇用主の雇用関係を個別化し、双方の ニーズが満たされるようにする。
- ・障害のある個人の強み、ニーズ、興味の個別決定に基づき、また、雇用主特有のニーズを満たすように計画される。
- ジョブカービング、自営あるいは起業、障害の ある個人のニーズに合致するようカスタム化さ れ個別交渉された職責をもたらす、その他の仕 事開発あるいは戦略の再構築を通して発展する 雇用を含む。
- 個別交渉及び展開された仕事の機能をその個人 が遂行するために必要な合理的配慮及び支援の 規定を仮定する。

#### ハ 援助付き雇用との比較

カスタム化雇用と援助付き雇用には多くの共通点

$\sim$		カ ス	タム化雇	用
		あり(必須)	オプション	なし
		・競争的雇用への参入	・ジョブコーチによる支援	・対象者の限定
		・最賃以上の仕事		・職の空きポスト探し&確保
		・個別支援	・従来型アセスメント	
	あり	・仕事開拓		
援	(必須)	・職場支援		
助		・ナチュラルサポート		
助		・雇用主支援		
付		・フォローアップ		
き		・フルタイムの雇用	・職務創造	・ステレオタイプ的な仕事
雇		・求職者の自己探索(ディスカバリー)	・ジョブカービング	
	オプション	・個別の職務記述書	・交渉時の代理人	
用			・公的サービスの活用	
			(社会保障給付など)	
		・求職者と雇用主のwin-win関係	・ 血 嘘	・就労への準備性(readiness)
	なし	(求職者の強み、好み、興味との合致、	・起業	
		雇用主のニーズをふまえた交渉)		

とともに相違点がある(表1)。共通点としては、主 に、①個別支援、②重度障害者でも就労可能、③競 争的雇用、統合された職場環境、④支援の基本プロ セス(個別相談-仕事開拓-職場支援-フォローア ップ)が挙げられる。一方、カスタム化雇用にみら れる独自の特徴として、①対象を障害者に限定しな い、②求職者と雇用主の双方のニーズを満たす、③ 求職者の強み、好み、興味の探索を目的としたアセ スメント、④求職者の視野拡大を目的とした職場見 学、その後の雇用主との個別交渉、⑤仕事のカスタ ム化(ジョブカービング、自営、起業など)が挙げ られる<sup>4)5)</sup>。

#### (2) 米国での実証結果

#### イ 実証事業の概要

米国では、2001 年から ODEP によるカスタム化雇 用助成金制度が開始されており、現在、16 州で 20 のプロジェクトがこの助成金を受けて実施されてい る。実施主体は各プロジェクトによって異なるが、 いずれも5年計画で、各地域のワンストップセンタ ー(職安)を通してサービス提供を行っている。

## ロ 実証事業の結果

現段階で具体的な成果を発表している箇所は少な いものの、ミネソタ州やテネシー州など一部のプロ ジェクトでは比較的高い就職率が報告されている。 平均時給は8ドル前後、週の労働時間は25時間前後 である(表 2)。また、実証事業の現地スタッフの報告から、支援対象が軽度の障害者でなく重度障害者が中心であることもわかった。

スタッフ養成に関しては、ワンストップのスタッ フ、地域グループの関係者、サービスプロバイダー などを対象として、多くのワークショップやセミナ ーが開催されているの7)。その他、ODEPの Training and Technical Assistance For Providers(T-TAP)は、カス タム化雇用に携わる人を対象としたオンラインセミ ナーを提供している。

求職者の満足度については、ミネソタ州のプロジ ェクトにて、参加者が支援内容に満足していること が報告されている <sup>8</sup>)。また、ニューヨーク州ヘムス テッドでは、現地スタッフの報告によれば、調査の 結果、満足度 93%が示された。しかし、その一方で、 スタッフ不足や人的資源の活用の不十分さが指摘さ れる <sup>7</sup>)。さらに、ジョブバンクを発展させるための 資源を充実させて欲しい、さらに雇用機会を拡大す るよう取り組んで欲しい、ジョブコーチングやフォ ローアップサービスにより多くの時間をかけるべき である、との要望も出ている <sup>8</sup>)。

現時点では、中間報告を示している実証事業はわ ずかだが、早いものでは 2006 年に 5 年計画を終え報 告がまとまる予定である。

## 表 2 米国で実施中のカスタム化雇用プロジェクト

No.	実施場所	プロジェクト名	実施期間	実施主体	対象者	最終目標	成果
1	アラバマ州(ジェファーソ ン、モービル郡を除く)	Alabama Customized Employment (ACE) Program	2002–2007	Alabama Department of Economic & Community Affairs	障害者全般		
2	アラスカ州(アンカレッジ、 フェアバンクス、ジュノー、 ワシラ、ケナイ)	Alaska's Customized Employment Grant (CEG)	02.10.01- 07.09.30	Alaska Workforce Investment Board	SSI/SSDI受給者、デイプ ログラム、隔離的/地域雇 用に参加し最賃以下の雇 入得る者、雇用支援を待 つ者、移行期の若年層で 統合された雇用を望む者		登録者数115名、うち34名に仕 事斡旋し、33名が継続中(05.7 月現在)
3	カリフォルニア州ナパ郡	Project INCLUSION	01.10.01- 06.09.30	North Bay Employment Connection	障害者全般	求職者の25%/年の雇用、 など	登録者数220名、うち47名に仕 事斡旋。平均時給\$8.92、週 23h。(04.7月現在)
4	カリフォルニア州サンディ エゴ		2001–2006	San Diego Workforce Partnership Inc.	社会保障障害者プログラ ムの受給者、移行期にあ る若年層(18-21歳)の障 害者	750名の登録、490名の競 争的フルタイム雇用、など	
5	ジョージア州マリエッタ	Project Exceed	2001-2006	Cobb Workforce Investment Board,CobbWorks!	経済、社会、人種、障害の 問題を抱える者		
6	イリノイ州シカゴ	Advancing Customized	2003-2008	Chicago Workforce Board	重度の精神障害者		
7	インディアナ州インディア ナポリス(マリオン郡)	Customized Employment Grant	2002-2007	Indianapolis Private Industry Council, Inc.	障害者全般	125名の競争的雇用、ガイ ドなど刊行物の作成、等	
8	マサチューセッツ州マルデ ン	Customized Employment Program	01.10.01- 06.09.30	Metro North Regional Employment Board	障害者全般	135名の競争的雇用、カス タム化雇用実施のための 訓練カリキュラムの開発、 等	重度障害者150名を支援し、37 名が競争的雇用(平均時給 \$12.50)に就いた(03.6月現 在)
9	メリーランド州モントゴメ リー郡	Maryland Customized Employment Partnership (MCEP)	2003–2008	Montgomery County Workforce Investment Board	重度障害者	重度障害者へのサービス 提供、ワンストップ利用率 の引き上げ、等	
10	ミシガン州デトロイト	Breaking Barriers	2002–2007	City of Detroit Employment & Training Department	特殊教育から移行する若 年層の障害者	最低100名へのサービス提 供、最低75名の競争的雇 用、等	
11	ミシガン州フリント		2003-2008	Genesee/Shiawassee Workforce Development	障害者全般		
12	ミネソタ州ブレイン	Anoka County's Transition & Customized Employment (TCE) Program	01.10.01- 06.09.30	Rise Incorporated	認知障害のある学生およ び若年層、重度の勘定障 害、感情・行動障害、重度 の認知および学習障害、 感覚障害、その他健康上 の理由で雇用に障害のあ る者	750名へのサービス提供、 登録者の70%の雇用成 果、平均収入時給\$800、 週30時間労働、等	移行期にある学生257人を支 援(1年目登録数116名、2年目 新規登録数-112名、1年目か らの継続数-49名)し、2年次 では94/161名が競争的雇用 にて就職。7ヶ月間以上の就労 維持率は55%。平均時給 \$7.88、週27ト(03現在)。
13	モンタナ州セントヘレナ	Montana Choice	2003-2008	Montana Job Training Partnership, Inc.	障害者全般	最低352名へのサービス提 供、内60%の雇用あるい は自営業、等	
14	ニューヨーク州ヘムステッ ド、ロングビーチ	Whatever It Takes	02.9.30- 07.9.29	Town of Hempstead Workforce Investment Board	障害者全般	135名の競争的雇用、模範 戦略と有効的実践のガイド の作成&普及	93名を支援し、33名が就職。 平均時給\$8.19、週26.5h。コ ンシューマーの満足度は93% (04.9月現在)。
15	ニューヨーク州ウティカ		2003-2008	Workforce Investment Board of Herkimer, Madison and Oneida Counties	グループ生活あるいは地 域ホームで暮らす障害 者、隔離されたデイブログ ラムで働く者、援助付き住 居プログラムを使用する 精神障害者、その他現在 失職中の障害者		
16	テネシー州ノックスビル	Tennessee Customized Employment Partnership project (TCEP)	02.01.01— 07.12.31	Knoxville-Knox County Community Action Committee,Workforce Connections	重度障害者	15名/年にサービス提供、 ワンストップのスタッフなど への訓練提供、等	200名を支援し、100名が就職 (3年間で)。
17	テキサス州リオグランデ	Transition Adjustment and Career Education(TACE)	2002-2007	Upper Rio Grande Workforce Development Board, Inc.	障害者全般	130名ヘサービス提供、雇 用主への訓練提供、雇用 主最低25名/年の登録、等	
18	ヴァージニア州フェアファッ クス	OneSource project	01.10.01- 06.09.30	Fairfax County Department of Family Service	18歳以上の障害者	障害者の雇用率、収入等 の引き上げ、等	
19	- ヴァージニア州リッチモン ド	Enhanced Availability of Customized Employment Through the One-Stop Delivery System			障害者全般	個別サービス計画の作成 &実施、ワンストップのス タッフ向け訓練の開発&実 施等	
20	東ワシントン州の14郡(ベ ントン、フランクリン、トリバ レーWDC、ヤカマ、クリッキ タト、キッティタス郡)		2002–2007	Benton-Franklin Workforce Development Council	隔離的状況にある認知障 害者	最低100名の競争的雇用、 最低50名の自営業、等	

## 5 考察

### (1) カスタム化雇用の特色

米国における障害者支援の分野は、特に 1980 年代 以降目覚ましい発展を遂げ、多くの成果を挙げてい る。そして、近年ではカスタム化雇用という新しい アプローチに注目が集まり、さらなる躍進を遂げる ために各地で実証事業が行われている。カスタム化 雇用が援助付き雇用よりも有効的な支援方法である 理由として、求職者個人のニーズを中心とした支援 プロセスであることが第一に挙げられよう。従来の 支援は職を得ることに重点を置き過ぎ、個人のニー ズを反映しきれていなかった。カスタム化雇用はデ ィスカバリーとも呼ばれる求職者のニーズや好み、 興味を引き出し把握する過程に時間をかけ、それに 基づいて求職活動を開始する。そして、求職者の代 理人となる支援者は、希望する仕事の雇用主から就 職の要件や雇用主のニーズを聴き取った上で、個別 の職務記述書を作成し、それを基に求職者と雇用主 の個別の交渉を行う。

### (2) カスタム化雇用の意義

カスタム化雇用の意義として、第一に、援助付き 雇用では難しかった、求職者が本当に望む職に就く ことを優先することが挙げられる。求職者の希望を 最優先した雇用が可能なのは、カスタム化雇用が求 職者と雇用主の個別関係を築き上げる過程を重視し ているためであり、この過程が最も複雑なニーズを もつ個人と職業のマッチングを可能にする。これに より、障害のない人たちと同様に、高収入を得るこ とも幅広い職種から選択することもできる。また、 雇用主のニーズをも踏まえた Win-Win の雇用関係を 構築することができ、より安定した就業継続が可能 になると考えられる。実際、理論上だけでなく、い くつもの成功事例がカスタム化雇用導入地域から報 告されており、その効果性は確実なものとなりつつ ある。

## (3) 課題への取り組み

現在、カスタム化雇用はパイロット事業であり、 まだ限られた地域でしか円滑に実施されていないこ とから、地域によって支援の充実度、優れたスタッ フの人数が偏っている。また、カスタム化雇用の実 践のためには、求職者のニーズや雇用に至るまでの 期間は個人によって様々であることや、雇用主との 交渉を円滑に進めるため、優れた支援スタッフが多 数必要となる。しかし、限られたスタッフ数で全て のニーズに対して、行き届いた支援を提供するため

には、今後、パイロット事業の成果を踏まえて、ま ず経験、能力のあるスタッフを充実させることが重 要である。パイロット事業には、そのための対策も 組み込まれており、例えば、ニューヨーク州ヘムス テッドのプロジェクトではスタッフ養成を重視して おり、関係者を対象としたワークショップやセミナ ーを数多く実施し、よりいっそうの支援の充実を図 っている。

#### 6 結論

カスタム化雇用は、援助付き雇用では十分にニー ズを満たすことができなかった障害者にも適用可能 な方法論であり、従来の支援方法を超えた成果を挙 げている。特に、個人が本当に望む仕事に就くこと ができること、求職者と雇用主の双方に対して雇用 関係によるメリットが生み出されることにカスタム 化雇用の特色が表れている。課題については、優れ たスタッフを養成するためのセミナーや講座が設け られ、支援内容の充実度、求職者の満足度の向上に 向けて取り組まれている。

## 7 文献

1) Callahan, M.: Employment: From competitive to customized, <sup>[</sup>TASH Connections Newsletter, vol.28(9)], pp16-19, (2002)

2)Office of Disability Employment Policy U.S. Department of Labor: Customized Employment – Practical Solutions for Employment Success,

http://www.dol.gov/odep/pubs/custom/index.htm 3) Tennessee Customized Employment Partnership: Customized employment: Updating approaches to help people achieve jobs they want, Tennessee Customized Employment Partnership Infobrief, vol.1(3)], (2003)

4) Condon, E., & Brown, K.: An introduction to customized employment, Graduate to Work E-News,  $vol.1(3) \downarrow$ , (2004)

5) Parent, W.: Supported and customized employment, CIL(Center for Independent Best Livings)'s Transition Best Practices J, (2004)

6) Office of Disability Employment Policy U.S. Department of Labor: Town of Hempstead Workforce Investment Board, [ Quarterly Progress Report Customized Employment Grant Program J, (2005)

7) Office of Disability Employment Policy U.S. Department of Labor: INCLUSION-North Bay Employment Connection, Quarterly Progress Report Customized Employment Grant Program], (2004)

8) TCE Project: Transition and Customized Employment Project <sup>[2003</sup> Annual Report], (2003)

# ICF に基づいた職業的支援の分類とその活用

○青林唯 春名由一郎 清水亜也 (障害者職業総合センター 社会的支援部門)

## 1. はじめに

障害は、単に機能的制約や仕事のマッチングだけではなく、支援や環境整備が大きな位置づけにある。したがって、単にその人が障害によって出来ることを知るだけでなく、「どうすれば出来るようになるのか」という支援に関する情報が決定的に重要になる。こうした情報が蓄積されかつ参照が可能になることは、支援の検討、計画の策定などに促進的な影響をもたらすだろう。

この観点について、ICF (国際生活機能分類)<sup>1</sup>で は「環境因子」を導入した概念的枠組みとコード 体系を提供し、相互作用モデルとして取り入れて いる。ICF を職業的支援に当てはめてみると、障 害・疾患情報を心身機能・構造分類で、職業情報 を活動と参加分類で、支援情報を環境因子分類で 捉えることができる。

しかし、ICF の心身機能・構造分類や活動と参 加分類のコードと比べ、環境因子については研究 や検討があまり進んでいない23。例えば「作業遂 行」に問題があるとして、ジョブコーチサービス を利用し、その助言によって幾つかの支援機器を 導入した場合など、1 つの環境因子を割り当てる という分類規則では、1 つの活動の効率やパフォ ーマンスの向上に複数の環境的要因が関与してい る場合に対応できない。また、ある作業手順の習 得において「職場の上司によるマンツーマン個別 指導」や「ジョブコーチによるマンツーマン個別 指導」という支援を行った、という情報の場合、 適用される ICF e コードは、「e330: 権限をもつ立 場にある人々」や「e340:対人サービス提供者」 となる。結果として、作業手順の習得に対し促進 的な環境についての情報は「上司」「ジョブコーチ」 の存在ということになる。しかし、このような例 の場合、作業手順の習得において上司やジョブコ ーチが「存在すること」が重要なのではなく、彼 らが「何をしたか」という点が重要なのは明らか であるが、この点は表現できない。

このように、ICF の環境因子分類では人の生活 に影響する様々な物理的、社会的環境を捉える枠 組みを提供しつつも、具体的にどのような支援か、 支援とは何が行なわれたのかを分類する観点を持 っていない<sup>4</sup>。そこで本研究では、雇用支援総合デ ータベース<sup>5</sup>に収められた職業的支援情報を元に、 ICF の概念的枠組みに準拠しつつ、支援の内容を 記述する枠組みを新たに提案し、従来の ICF の分 類法と組み合わせた職業的支援に関連する情報の 構造化、コーディングについて検討することを目 的とした。

## 2. 方法

ICF に基づいて職業的支援を環境因子で記述す る場合、①1つの活動に対して1つの支援、とい う形式のコード化であるため、複数の環境的要因 が影響していた場合の情報を失う、②支援の内 容・手法についての分類規則が存在せず、支援を 誰が行うか・何を行うか、ということを区別でき ない、といった問題を持っていると仮定し、この 2 点を検討することとした。

職業的支援の記述の具体的な検討として、まず 専門誌の研究情報、米国 Job Accommodation Network の就労支援情報、福祉機器データベース、 障害者職業総合センター調査研究報告書・資料シ リーズ、その他専門誌などから、障害種類として は知的障害、難病・身体障害、精神障害、高次脳 機能障害に関連した 3000 の支援情報を収集した。 次いでそれらの支援情報について ICF 環境因子コ ードを元にコード化を行い複数の環境的要素が含 まれる支援情報を特定した。また、特に支援情報 の要素の中でもどのような支援を行ったかという 「支援の内容」について、就労支援内容を示す項 目<sup>6</sup>を用いて支援情報の記述を行い、環境因子分類 のみでは対応できない支援情報を特定した。これ らのコーディングを元に就労支援情報の記述にお ける環境因子分類と支援の内容の関連、及び支援 の内容分類の構造性を検討し就労支援情報につい てのモデルを開発した。

#### 3. 結果

## 職業的支援情報における ICF 環境因子活用法のモ デル化

オリジナルの環境因子分類ではそれぞれの環境 因子分類は互いに独立したものであり、一つの支 援を表すに当たって重複はしないと仮定されてい る。しかし、職業的支援の記述においては、環境 因子は相互に関係性をもち、階層的な構造をもっ ていることが明らかとなった。また、オリジナル の ICF 環境因子コードでは記述できない「支援の 内容」分類は環境因子の階層構造の中に含まれ、 かつ従来の環境因子分類とは独立した分類として 含まれることとなった。

## 1) 環境因子の階層的理解

ICF では基本的にそれぞれの大分類および小分類は独立したものとみなし、重複を想定していない。だが、職業的支援という観点で見た場合、「el 生産品と用具」「e2 自然環境と人間がもたらした 環境変化」「e3 支援と関係」「e4 態度」「e5 サー ビス・制度・政策」の5つの大分類は概念的に階 層的な構造を仮定することができる。特に、「サー ビス・制度・政策」は支援機器の導入や支援専門 家の活動を促進する包括的な分類となりうる。し たがって、職業的支援の記述においても、階層性 を考慮したコード化が必要となるだろうようなサ ービスに基づいているかをコード化される(図 1)。

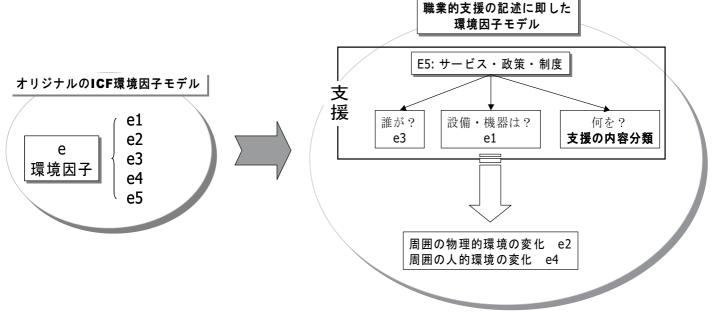
まずその支援が何らかの公的なサービスに基づ いているかを分類し、その上で支援の内容につい てより具体的に分類を行う。elによって支援機器 や設備を、e3によってその支援を誰が行ったかを、 支援の内容分類 (イ項目参照)によってどのよう な支援を行なったかを分類、コード化する<sup>7</sup>。この とき、いずれかの情報のみをコード化するのでは なく、利用可能であれば、3 つの情報全てをコー ド化することが望ましい。「e5:サービス・制度・ 政策」のコード化と合わせて使用することにより、 単一の e コードでのコード化よりも多くかつ有益 な情報をコード化することが可能となるだろう。

また、「e2 自然環境と人間がもたらした環境変 化」「e4 態度」は支援自体ではなく、支援の結果 に生起した環境の変化として扱う。職場環境整備 などによって周囲の設備または接し方の変化とい う情報について利用可能であれば、e2、e4 コード を用いてコード化を行う。

#### 2) 環境因子の新分類:支援の内容分類とその構造

支援の内容についての分類は ICF の 5 つの環境 因子分類を用いて表すことは出来ないが、支援の 内容もまた、環境の一つとして心身機能・構造、 活動と参加と相互作用し生活機能に寄与すると考 えられる。ICF では生活機能(心身機能・構造、 活動と参加)を健康状態と背景因子の相互作用と し、特に職業的な課題の遂行は活動の実行状況で 表現する。職業的な課題の実行状況を促進させる 支援とは、個人の能力(活動または個人因子)、 作業課題、職場環境(環境)といった3つの領域 ヘアプローチすることになる。つまり、複雑な作 業を効率的に実行できるようになるためには、個 人の作業能力を訓練などによって向上させるか、 作業自体を細分化・簡略化などして作業要件を変 更させるか、あるいは作業道具・設備・制度や規 則などを改善するか、というアプローチである。 職業的支援の分類は基本的にこの枠組みに従い、 それぞれの職業的支援が個人の能力を向上させる ものか、作業課題を変更するものか、職場環境を 変更するものかという観点から行った。例えば、 一般的な職業的支援で行なわれる「職場内での研 修」や「作業の個別指導」は個人の能力を向上さ せる支援であり、「作業の細分化」「危険な作業の 禁止」は作業課題変更を行う支援であり、「柔軟な 通勤規則にする」「支援機器を導入する」などは周 囲の環境を変える支援であるといえよう(図2)。 こうした支援の内容分類は「何を行なったか」

の独立した分類であるため、ICF e コードと併用 してより具体的に支援を記述することが出来る。 例えば、先述した「上司によるマンツーマン指導」 での問題は「e330:権限をもつ立場にある人々」 と「マンツーマン指導」といった支援の内容分類 を組み合わせることで表現する。さらにどのよう な e5を使用してどのようなサービスや制度に基



#### 図1 環境因子の階層的理解

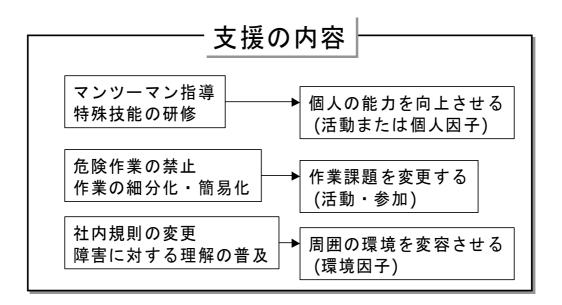


図2 支援の内容分類の構造

づいて行われた支援か、および el を使用して支援 機器情報などを組み合わせることでより具体的な 職業的支援情報の記述が行えるだろう (図 1)。

## 4. 考察

支援の内容を除いた環境因子分類の使用は、活動と支援についての関係が不明瞭となり、支援の 情報を有効活用しようとする場合、ある活動に対 してどんな種類の支援や環境整備が重要であるの か、という情報を有効に活用できなくなると考え られる。

上記のような問題点は職業的支援の有効活用と いうことを考えた場合、改善を加えなければなら ないであろう。職業的場面においてある作業や活 動のパフォーマンスが促進(または低下)した場 合、どんな要因が重要であったか、またどのよう にすれば向上するのか、といった情報が重要であ る。1 つの活動・参加の問題に対する支援におい て、1 つの環境因子コードしか割り当てられない 場合、他の環境的要因の情報が欠落してしまう。 ジョブコーチや就労支援専門家の助言に従って支 援機器や治具を導入した場合、直接的に作業遂行 のパフォーマンスを向上させたのは支援機器に当 たるだろう。これに対し「e1:生産品と用具」の 分類コードを割り当てたとしても、ジョブコーチ サービスを利用したこと、及びジョブコーチの助 言があったこと、といった支援の階層的構造をコ ード化できない。職業的場面での活動と支援・環 境整備の関係は複雑であり、1つの支援と1つの 活動の間に明瞭な因果関係を特定することは困難 であろう。

特に職業的支援に関しては障害・疾患情報や職 業情報と並んで誰が、どのような支援を行ったか をより詳しく記述し、その情報を蓄積することは 支援計画の策定や指針としても有用な情報となり うるだろう。具体的な支援の内容に関する分類と 記述を障害・疾患情報や職業情報と組み合わせる ことでこれら職業的支援を構成する要素間の関係 がより明確となり、有効な情報共有、情報の活用 が促進されると考えられる。

#### 5. 結論

ICF はリハビリテーションの共通言語として、 サービスや政策の評価や環境の重要性を考慮した 使用を意図しているが、その利用目的のためには 「支援とは何か」についての ICF に基づくモデル 化や、環境因子分類の根本的な見直しが必要と思 われる。本研究では環境因子分類間の階層的構造 を考慮し、支援の内容についての記述を行うこと のできる新たな環境因子活用法のモデル化を行っ た。今後は本研究で提案したモデルの検証を行い つつ、雇用支援総合データベースでの職業的支援 情報の記述や検索に活かしていく予定である。 <sup>1</sup> 障害者福祉研究会編集:ICF 国際生活機能分類 -国際障害分類改訂版-,2002,中央法規

<sup>2</sup> Schneidert, M., Hurst, R., Miller, J., & Ustun, B.: The role of environment in the international classification of functioning, disability, and health (ICF). Disability and Rehabilitation, 25, 588-595., 2003.

<sup>3</sup> Bruyere, S. M., & Peterson, D., B. : Introduction to the special section on the international classification of functioning, disability and health: Implications for rehabilitation psychology. Rehabilitation Psychology, 50, 103-104., 2005.

<sup>4</sup> American Psychological Association: ICF Procedure Manual Prototype, 2005, 印刷中

<sup>5</sup> 障害者職業総合センター:職業的視点から見た 障害と地域における効果的支援に関する総合的研 究、NIVR調査研究報告書、Vol. 67、2005.

<sup>6</sup> 障害者職業総合センター:障害・職種別『就業 上の配慮事項』-企業の経験 12,000 事例から-、 NIVR 資料シリーズ No. 19.

<sup>7</sup> 田中:知的障害者の社会参加を妨害あるいは促進する要因の解明-知的障害入所施設からグルー プホームへの移行に関する全国実態調査-、厚生 労働科学研究費研究報告書「知的障害者の社会参 加を差またがる要因の解明とその解決法開発に関 する研究、103-115, 2004

# 「障害者の多様な就業形態の実態および質的向上等の 課題に関する研究」に係る訪問調査結果(1)

○野中由彦,小泉哲雄,内木場雅子 (障害者職業総合センター障害者支援部門)

### 1. 関心の所在

障害者職業総合センター障害者支援部門では、「障害者の多様な就業形態の実態および質的向上等の課題 に関する研究」を平成 17 年度からの2年計画で実施 している<sup>達1)</sup>。

厚生労働省が、身体・知的障害者就業実態調査(平成13年)、精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査 (平成15年)から推計したものとして「職業形態別 に見た就業状況(推計)」を発表している<sup>#2)</sup>。これに よると、15~64歳の在宅障害者のうち、就業してい る者は126万人、うち常用雇用は39万人、自営業・ 会社役員・家族従業者等が36.5万人、授産施設・作 業所等が24万人、その他が27万人となっている。推 定値とはいえ、常用雇用されている障害者よりも、そ れ以外の形態で働いている障害者の方がはるかに多い ことになる。

ノーマライゼーションの理想から言えば、企業で雇 用される就業形態が最も望ましいとする考え方がある が、現実問題としては、雇用就労の条件は厳しく、障 害の状況や能力・適性、興味に応じた働き方を求める と、必然的に、多様な就業形態に行き着かざるをえな い。しかし、授産施設や作業所に代表される障害者の ための働く場は、収入が少ないこと、作業内容が意欲 をもってできるものとは限らないこと、仕事が安定し ていない場合が多いこと等の問題が指摘され続けてい る。

障害者の多様な就業形態が、どのような実態にある かを正しく把握すること、及び雇用就労以外の働き方 の質を高めることは、これからの障害のある人々の社 会参加を進めていくうえで、非常に重要なポイントに なると考えられる。雇用以外の働く場が充実すれば、 雇用への移行も容易になる効果が見込まれる。

### 2. 方法

研究活動の一環として、障害者が様々な働く場を創 出することに成功した事例について訪問調査を進めて いる。ここでは、①福祉施設による障害者の多様な就 業形態の創出の例として、島根県のいわみ福祉会を、 ②企業が自ら障害者の多様な働く場を創り出していっ た例として、佐賀県の西九リネン株式会社をとりあげ た。授産施設、共同作業所、関係の障害者が働く一般 企業等の一連の障害者の働く場を見学するとともに、 その経緯や方針等についてヒアリングを行った。

## 3. 結果

#### (1) 福祉施設による例:いわみ福祉会

#### ア 概要

いわみ福祉会は、島根県浜田市に隣接する金城町に 法人本部をおく知的障害者のための福祉施設である。 昭和 41 年に結成された浜田地区手をつなぐ親の会が 母体で、昭和 49 年に知的障害者更生施設「桑の木園」 がいわみ福祉会としての実質的なスタートである。以 来、利用者や地域のニーズに応じて次々と多様な事業 を拡大してきた。就労に関する事項を整理すると、2005 年6月現在では次のようになっている。

①法人傘下の働く場として、通所授産施設(3カ所)、 自立訓練センター、小規模授産施設、通所授産施設の 事業部として、パンと洋菓子の店舗、大学食堂がある。 また、利用者が働いている一般企業として、水産加工、 食品製造、弁当仕出し、ランドリー工場、温泉宿泊施 設があり、それぞれ利用者が法人の支援を受けながら 雇用されている。

②支援のツールとして、就業・生活支援センター、知 的障害者グループホーム9カ所、知的障害者生活ホー ム4カ所がある。

③将来構想として、知的障害者福祉工場、観光牧場・ 観光農園、福祉ペンション、知的障害者通勤寮等が具 体的に計画されている。

#### イ特徴

①施設自らが職員の意識改革に徹底して取り組んでいる。民間企業経験者を積極的に採用するなどして、まずは組織をあげて意識の上での脱施設化を進めている。新たな仕事を導入する場合は、まず担当職員がそれぞれの仕事のプロになるよう学習することから始めている。

②人口 10 万人弱の圏域で、少子高齢化が如実な地域であるが、滅び行く地場産業、後継者不足の産業を引き継ぐ形で、障害のある人々が参画できる働く場創りに成功している。その象徴は、石見神楽の衣装製作の仕事である。これが軌道に乗るに従い、主婦のパートを30 名雇用するなど、地域に非障害者の仕事を創り出す結果ともなっている。地域興しと障害者の多様な働く場の創出が一致し、地域との共生に成功している。
②一般企業への就職を希望する利用者に対しては、地域障害者職業センター等と連携しつつ、可能な限りその希望に沿うよう支援し続けている。この場合、それぞれの事業所の障害者雇用のキャパシティを考慮し、

無理のない人数が定着することを目指している。 ③利用者の多様性にきめ細かく対応している。地域全体に様々な働く場が用意されているので、利用者は希望する仕事をある程度選択できるようになっている。 例えば、屋外産業や自然を対象とする仕事を好む利用者は、意図的に繁華街に設置したパン・洋菓子店での仕事にチャレンジすることが可能である。

## (2)企業による例:西九リネン(株)

## ア 概要

西九リネン株式会社は、佐賀県鳥栖市を本拠とし、 鳥栖市内と同県大和町に事業所を持つリネンサプライ とクリーニングの重度障害者多数雇用事業所である。 ①働く場は、グループ全体として、株式会社、有限会 社、有限会社農業法人、福祉工場及び通所授産施設(2 カ所)がある。利用者の能力・適性に応じて、働く場 を変更していくことが可能である。加齢に伴う能力低 下を考慮して無理なく就労を継続できるようにとの趣 旨で働く場を創り出している。

 ②支援のツールとして、知的障害者グループホーム(2 カ所、定員8人)、知的障害者福祉ホーム(2カ所、 定員22人)を有し、専属のワーカーのいる障害者生
 活支援センターを置いている。

③将来構想として、小規模授産、老人ホーム設立の計 画がある。

### イ 特徴

①特筆すべきは、企業が自ら、障害のある人々のライ フサイクルを見据えて、必要とされる様々な働く場、 生活の場を創り出していることである。

②障害のある従業員のバックアップを高齢者が引き受けている。その相性の良さを活用している。

③授産施設と福祉工場が同じ場所にあり、それぞれど のような仕事かを体感できるようになっている。授産 施設での仕事ぶりが認められれば、福祉工場にステッ プアップすることができる。また同様に福祉工場から 有限会社や株式会社への移行も、努力次第で可能であ る。そのことが従業員・利用者全員がよくわかってい るので、働く意欲に結びついている。

④通勤不可能な地域からの利用者のために、生活の場を拡大してきている。また、独自に障害者生活支援センターを設置し、障害者からの信頼が厚い従業員に、きめ細かな生活支援を担当させている。障害のある従業員の高齢化に伴い、青年後見人制度の導入も視野に入れている。

#### 4. 考察

 ①持続可能な仕事

障害のある人々の多様な就業形態を地域に確保

するには、まず持続可能な仕事を獲得することが 前提である。いわみ福祉会の場合は、神楽衣装製 作、養鶏、豆腐製造、パン菓子製造、食堂、喫茶、 農業といった反復可能な作業種で多様な就業形態 を拡大してきた。西九リネンは、ホテルや病院等 があれば必ず需要は継続するリネンサプライを本 業としている。さらに、農業、養鶏に作業種を拡 大している。この2カ所に限らず、農業及び農業 を基盤とした作業種が今後有望であるとの認識を 持っている人が多いことは、示唆的である。 ①地域との共同

多様な就業形態の創出に成功している事例は、 地域社会は対立する相手ではなく、共同するパー トナーであるとの認識が徹底している。さらには 住民のニーズから新たな仕事を開拓しようとする 姿勢がみられる。地域住民も障害のある人々を受 け入れる姿勢ではなく、仕事を通して協働すると いう態度が持てるようになると、地域に多様な就 業形態が展開されやすいと思われる。そこでは相 互の意識改革がみられる。

③多様な就業形態を選択できる環境

ここに取り上げた例でも、各々の働く場をみると特 に特徴があるわけではない。全体として、働く場の多 様性を保持している。どちらも老後の生活までをも具 体的にイメージできることが注目される。特に、加齢 とともに作業能力が落ちてきた場合でも、その能力・ 適性に応じて働く場を変更することができる安心感が 持てていることが特徴である。多様な就業形態が地域 にあることによって、より多くの障害のある人々が、 より長期に仕事に就くことができる。

④生活支援を含む総合的な支援体制の確立

この2例とも、いずれもひとり一人をきめ細か くフォローする支援体制を組んでいる。障害のあ る人々が働くには、当然ながら、生活の場と必要 に応じた生活支援が欠かせない。

【謝辞】訪問調査にご協力いただいた関係各位に厚く 御礼申し上げます。

注1)「就業形態」は、雇用就業形態のうちの短時間 労働、在宅就業、派遣労働等を指す場合があるが、こ こでは、幅広く一般雇用以外の就業形態のすべて(具 体的には、福祉工場、自営、授産施設、福祉作業所、 共同作業所等)を指すものと定義している。 注2)厚生労働省社会保障審議会障害者部会資料,2004 年4月14日 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/ 04/s0414-7c.html

## 「障害者の多様な就業形態の実態および質的向上等の 課題に関する研究」に係る訪問調査結果(2)

## 一特定非営利活動法人リベラヒューマンサポートと珈琲館株式会社の取組みから--

〇内木場雅子・小泉哲雄・野中由彦 (障害者職業総合センター障害者支援部門)

#### 1. はじめに

近年、景気の影響や産業構造の変化等に伴い、障 がい者の働き方や働く場が多様化するようになって いる。

「障害者の多様な就業形態の実態および質的向上 等の課題に関する研究」では、障がい者の多様な働 く場を創出したり、働き方に特徴のある施設等を訪 問調査している。

そのなかの一つである静岡県三島市にある特定非 営利活動法人(以下「NPO法人」)リベラヒュー マンサポート(以下「リベラ」)と珈琲館株式会社 (以下「珈琲館(株)」)が、障がい者等の働く場作 りに取り組んだ好事例について紹介し、その特徴と 課題、将来的な展望を考察したいと考える。

## 2. 特定非営利活動法人リベラヒューマンサポート

(1) 法人の概要と活動

平成元年4月、(有)三島総合心理学研究所として 教育相談や企業のメンタルヘルス(「リベラこころ の相談室」)を開始。翌年、学校教育の補完として 「リベラスコーレ」を立ち上げ、平成3年には文部 省(現文部科学省)の通達でフリースクールへの通 所が登校扱いとなる。

平成12年には障害者等の自立支援のために企業 から仕事を請負い、「リベラインダストリア」、「知 的障害者ディサービス事業所」を設立し、引きこも りや不登校、障がい者等、青少年を支援する活動を 開始している。同年4月、有限会社を解散し現在の NPO法人を立ち上げている。

## (2) 法人の障害者雇用

平成13年12月から重度の知的障がい者を知的 障害者ディサービス事業所の非常勤スタッフ(自動 車用パイプ部品の加工等)として、また、平成17 年3月から障がい者等を珈琲館「NPOカフェ」の 非常勤スタッフとして雇用している。

なお、受入れ時はトライアル雇用を利用している。

(3) 法人の運営

起業時(有限会社)からニーズを開拓し、改組後、 自立型NPO法人を目指している。またNPO法人 の取得で教育・福祉・医療等の分野から認定や措 置、行政の委託事業が受けやすくなっている。

#### (4) 法人の使命

スタッフが使命(若い人を育てる、顔が見える関 係を重視する、地域を大切にする)を共有し、参画 意識を持って事業展開している。また、若者の自立 支援として障がい者を捉えている。

(5) 法人の情報

法人の事業と会計報告はホームページに公開され ている。

## (6) 法人の事業性

学校教育の補完、青少年の育成支援という行政が やるべき社会的ニーズの高い分野に早くから取組ん でおり、今後ともニーズと委託事業の拡大が見込ま れる。

(7)法人の収支決算

事業会計と非事業会計を分けている。平成15年 度決算報告によると事業収入が約4千万円で、前年 度の△4%、補助金等収入は約2.3千万円で、前 年度の約3倍増。借入金が約6千万円で、年間0. 5千万円を超える返済をしている。

なお、NPO法人として労働保険適用事業所になっている。

(8) 法人スタッフと給与

常勤スタッフが15人、非常勤及びパートが16 人、その他はボランティア(有給・無給)等である。 大卒の初任給は約18万円/月、役員クラスには約 35万円/月の給与を支払う等、年間3.2千万円 の人件費を賄っている。 (9) 地域からの理解

長期間の活動と事業展開が地域から認められたこ とや、施設の一部(ポケットパーク)を地域に開放 したことで、組織・施設が地域住民にとって身近な 存在となっている。

#### 3. リベラと珈琲館(株)の取組み

(1) リベラと珈琲館(株)の取組みスタイル①珈琲館「NPOカフェ」開店の目的

ア. リベラ

- (ア)引きこもりや不登校、障がい者等、青 少年を育てるための働く場を作る。
- (イ) コミュニティを大切にし地域に根ざし ていく。
- イ. 珈琲館(株)
- (ア)収益性
- (イ) 少子高齢化への試みとスタッフが来客 にひと声かけられる店舗を展開する。
- ②取組みの内容

新しい起業モデルへの挑戦、障がい者の働き方の工夫、店とサービスのバリアフリー化である。

#### ③店舗の仕事

珈琲抽出、サンドイッチ作り、スライス、 具材の仕込み、注文取り、店舗内外の清掃等 である。

④店舗の人材

店長、チーフ、マネージャーの他は、常勤 ・非常勤・準スタッフの10名で、そのなか で知的障がい者、精神障がい者は各1名であ る。

#### ⑤賃金

障がい者等は週20時間勤務以上で、静岡 県の最低賃金を適用している。

⑥店舗所在地 三島市内の中心地に建築された公共的施設 と住居の複合したビルのテナントである。 ⑦資金

テナントの改装資金は地元金融機関からリ ベラが融資を受けたものである。

#### (2) 珈琲館「NPOカフェ」の特徴

- ①経営効率を最優先にしない。 青少年を育成する場として事業を運営している。
- ②対人業務を重視する。 対人スキルやコミュニケーション力は実践 で身につくものと捉えている。
- ③ナチュラルサポートである。特別な支援体制を組まない。
- ④OJTを実践している。
   雇用関係を持ち、働くことがトレーニング と考えている。

## ⑤ライフステージを支援する。 その時期に応じた支援をし将来、地域での 対等な自立を目的としている。

#### ⑥働き方を工夫する。

マニュアルに基づき、時間をかけたトレー ニング、必要に応じた勤務時間の変更、ロー テーション勤務、単一業務から複合化をして いる。

⑦行き来を可能にする。 必要があればリベラの施設や場を利用して 再トレーニングが可能である。

## ⑧均一サービスから脱却する。

企業組合化した障がい者の商品を委託販売 としてメニューに加えたり、ファッション性 重視から障がい者や高齢者によるサービス で、誰もが来店しやすい店を目指している。

⑨コミュニケーションの場にする。
 カフェ閉店後の店舗を青少年が集い、交流
 する場を目指している。

#### 4. 考察

- (1) 成功要因と成果
  - ①マネージメント力

NPO法人代表者としての強い信念とリーダ ーシップ、先見性と決断力、法的知識と情報収 集能力、タイムリーな事業提案力と法人の力量 をアピールする力等、経営者としての才覚を有 していたことである。

#### ②自由度の存在

珈琲館(株)に障がい者雇用の経験と情報が なかったこと、店舗展開の仕方に元々、多様性 があったこと等から新しい発想の受入れが可能 であったことである。

## ③地域と人を重視する姿勢

地域を重視し地域社会のニーズに応じ、憩い と寛ぎを大切にする姿勢が両者にあったこと、 リベラの地道な活動が地域社会から認められ、 支援される土壌と雰囲気を作ってきたことであ る。

#### ④ 一貫した事業展開

NPO法人として使命と理念を貫き、学校教 育の補完的役割から障がい者等の青少年の社会 的自立を支援する一貫したサービス提供を可能 にしたことである。

## ⑤働く者の多様性の受入れ

働く者の特性を受入れ、本人に合わせた働き 方とトレーニングに、全体で補完し合う働く場 を提供したことである。

相乗効果

NPO法人と企業が「カフェ」という身近な 業態で障がい者と高齢者がサービスを提供する 場を創出したことで、地域の新しい事業モデル になったこと、彼らの働く姿が身近になったこ とで、働き手としての有用性、企業イメージ、 社会的役割を意識したこと等があげられる。

## (2)課題

## ①移行支援

将来、地域で対等に自立するための過渡的な 働く場、トレーニングの場から、次のステージ への移行時期と達成像を示すことが大切であ る。

障がい者の場合、移行先での職場環境への適 応や加齢による再就職の難しさが伴うこと等か ら支援者、事業主としての適切な判断が望まれ る。

## ②法人の維持

NPO法人運営(経営)の大切さは使命に応 じた事業と、それを補足する収益事業とのバラ ンスにあると思われる。そのためにリベラは他 のNPO法人との差別化を図るため、認定NP O法人を目指す努力が必要である。

また価値観や使命を共有出来るNPO法人同 士のネットワーク化により行政からの委託事業 や、財団からの助成や寄付を受けやすく、利益 分配しやすい仕組みを作り、本来事業を充実さ せるとともに、珈琲館(株)の経営指導のもと、 珈琲館「NPOカフェ」を安定させ、法人の経 営力を高めていくことが必要である。

(3) 今後の展望

NPO法人は地域や社会に自らの専門性と独創性 を活かす組織集団であるが、その約8割が住民税の 減免申請をしていると言われ、能力を十分発揮出来 ないでいる。その理由はNPO法人に市場をマーケ ティングする力が乏しく、事業や組織を十分マネー ジメント出来ないからであり、特定の財源に頼った 組織運営が難しいからである。

そのなかにあってリベラは地域と人との関係を重 視し、経済効率と人に対する生産性を第一義としな い障がい者等のトレーニングを兼ねた働く場を作っ ている。

それは法的な趣旨から公益的、公共的、社会的使 命を求められているからであるが、同時にNPO法 人には使命を超えた公益的、公共的、社会的な企業 としての役割を期待されているからであり、このよ うな組織こそ障がい者の働く場を創出するにふさわ しいのではないかと考えられる。

リベラは事業を開始するために珈琲館(株)に働 きかけ、また珈琲館(株)はリベラの使命と役割を 評価しその目的を受け入れている。リベラは資金と 物件を調達出来たが、NPO法人が経営力と資金力 の課題を解決し、使命と役割を果たすには企業と協 働(協業)し地域に根ざして貢献する公益的、公共 的、社会的な企業を目指すことではないかと思われ る。そのためにNPO法人はネットワーク化等によ り組織力を強化させたり、自らの専門性と独創性を 高め、その価値を買ってくれる相手を探すことであ る。

一方、企業は少子高齢化による人材不足を解消す るために障がい者、引きこもり、不登校等の働き手 に目を向け始めている。また障がい者雇用における 除外率の完全解消に向けた備えや経営リスク回避に よる異業態での事業展開、差別化をしにくい業界で は売上げや知名度を伸ばすためのアイディアや企画 を要する等、企業にとってNPO法人は新たなパー トナーになり得る余地があるのではないかと考えら れる。

平成18年4月には公益法人改革が予定されてい る。政府税制調査会における中間報告(平成17年 6月)によると、収益事業に対する税率の引き上げ が示されていることや、「公益性がある」と認めら れた法人は自動的に「寄付金優遇法人」にされると していることから、本来事業による運営の重要性と、 収益事業も含めた法人の経営力がさらに問われてお り、法施行から約7年、NPO法人に新たな役割を 担うための進化が求められている。

#### 5. おわりに

リベラは「信頼されるNPOの7つの条件」を満 たし事業を展開している。

その条件とは、「民間NPO支援センター・将来 を展望する会」(平成16年2月20日)において 議論を重ね、起草委員会での整理後、日本NPOセ ンターが取りまとめたもので、①明確なミッション を持って継続的な事業展開をしていること、②特定 の経営資源のみに依存せず、財政面で自立している こと、③事業計画・予算の意思決定において自律性 を堅持していること、④事業報告・会計報告などの 情報を積極的に公開していること、⑤組織が市民に 開かれており、その支持と参加を集めていること、 ⑥最低限の事務局体制が整備されていること、⑦新 しい仕組みや社会的な価値を生み出すメッセージを 発信していることであるが、リベラは他のNPO法 人同様、世代交代による課題を抱えており、決して 特別な存在ではない。

また珈琲館「NPOカフェ」の立ち上げにより、 リベラは新たな借入れを背負うことになったが、珈 琲館(株)直営店での障がい者雇用のきっかけを作 ったことで、もう一つの成果をあげたと言える。

珈琲館「NPOカフェ」はまだ始まったばかりで あるが、リベラの挑戦が今後、障がい者や青少年の 支援、地域の活性化、また他のNPO法人や企業へ の啓発に繋っていくことを期待している。